

マルクス・レーニン主義通信

マルクス・レーニン主義通信

月刊 1部 200円

共産主義者同盟(全国委)

マルクス・レーニン主義派

編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱 3716号
振替 横浜 9-3716号

有事法制化進める日帝ブルジョアジー 全人民の武装を掲げよ

一〇月一六日に報告された「有事法制研究第二次中間報告」は、日本帝国主義ブルジョアジーによる戦時体制の一プログラムである。列強間の世界分割戦と国際的な階級闘争との激化は、日帝ブルジョアジーをして、内外の敵に対する戦争の準備を公然と進めざるをえなくしている。プロレタリアートの武装、蜂起の準備がますます緊要の任務となっているのだ。その任務を遂行する不抜の非合法革命党を建設し、「正規の攻団」を組織しなければならない。

「有事法制研究第二二次中間報告」

栗原防衛官は、一〇月一六日の衆院安全保障特別委員会で、「有事法制の研究」についての第二次中間報告をし、自衛隊を中心とした戦時体制に必要な法的措置を打ち出した。

これは、防衛庁が有事立法の検討項目を①防衛庁所管の法令(第一分類)②他省庁所管の法令(第二分類)③所管省庁が明確でないもの(第三分類)に分け、一九七七年以来検討を進めてきたうちの②にあたるものである。このうち①については、八一年四月に「有事法制研究中間報告」として発表され、自衛隊法第一〇三条に関連して、物資や土地の収用、燃料、弾火薬類の保管施設等の管理、医

療、土木建築工事、輸送従事者の徴用など戦前の徴発令にあたる十一項目の強権的措置を明らかにした。

今回の報告では、「道路法」「海岸法」「森林法」「建築基準法」「墓地埋葬法」など八つの法律と、「予算決算及び会計令臨時条例」「火薬類の運搬に関する総理府令」など三つの政令、省令と「特例措置」が必要としている。

すなわち、自衛隊の移動に際して損傷した道路や橋を通過するための自らの応急補修、陣地構築を容易にするための海岸、森林などの使用手続き、航空機用シエルター等の建設、野戦病院の建設、戦死者の埋葬、資材調達の円滑化、隊員と火薬の同時移動、などのために「特例措置」が必要であるとされているのである。

しかもこれらは、「防衛出動待機命令下令時から適用するというような」方向で引き続き研究するとしている。

又、報告は、第二分類までの研究について、「問題点の整理はおおむね終了した」として、第三分類の項目として、①住民の保護、避難、誘導の民間船舶、航空機の航行の安全確保⑤電波の効果的使用⑥捕虜収容所の設置など捕虜取り扱いの国内法制化などをあげ、「今後、より広い立場で研究を進める」と述べている。

第一次、第二次の中間報告で明らかのこととは、有事立法が戦前の国家総動員法とまったく本質的に同じものであるということである。更に、第一次中間報告に関連して言えば、「基地の島」沖縄では、早くからいわば先取り的にそのような状態におかれ、住民は苦惱を強いられてきたこと、他省庁との協議によつ

て大部分が「弾力運用可能」とのことから今次報告での例外項目が減ったことに示されるよう、現行自衛隊法で有事法制が先行的に整備されていること、そして、第三分類に関連するものとして、国家機密保護法(スペイ防止法)の制定策動が一段と強まっていること、等に留意しなければならない。

すでに中曾根は、今年三月三〇日の参院予算委員会で「(第三分類の研究は)内閣全体の問題なので、至急これを督促させたい」と語っている。中曾根の諮問機関である平和問題研究会は、①陸、海、空三自衛隊の戦闘遂行能力、統合運用能力を高める②このため統合幕僚会議議長の権限を飛躍的に高める③軍事費の対G.N.P.比1%枠を緩和する④有事法制検討の必要性などの提言を年内に提出する予定である。

そして中西特命事項担当相は九月二五日に自衛隊制服組OBを連ねて「危機管理問題懇談会」を発足させ、その中に、有事の際の住民の避難、誘導等を扱う「民間防衛部会」や有事に被害を最小限にとどめるための防衛力量整備を扱う「非脆弱部会」を設置し、「危機管理」が「総合安保」の言い換えでしかないことを鮮明にするとともに、その積極的推進者たるとしている。

又、鳥取県境港市の「実測航空写真地図(第二次中曾根改造内閣の階級的意義)」(3頁)指紋押捺を拒否する在日朝鮮人の鬭いを支持・防衛せよ(4頁)八四年版『婦人労働白書』(5頁)一〇・三・一狹山闘争に四万四千(6頁)北炭夕張事故への不起訴処分弾劾(7頁)二つの原子力関係白書(8頁)エルサルバドル・ラパルマ会談(10頁)朝鮮問題と日本労働者階級の任務(6)(11頁)経済政策研最終報告(12頁)

1984年11月10日

マルクス・レーニン主義通信

法はすでに実態として進んでおり、それを背景として、かつそれを普遍的なものとするものとして制定策動があるのである。

他方、「将来、日本が国際社会の一員として考えざるを得ない問題だ。憲法の枠内でも、

世界平和に寄与し得る場合はある」(外務省幹部)と自衛隊の海外派兵を可能とする自衛隊法改悪の動きが強まり、栗原は訪欧時に「ソ連脅威で日欧一致」、「日本や欧州の適切な軍事分担」をキャリントンNATO(北大西洋条約機構)事務総長と合意し、日米安保とNATOの一体化が進んでいる。「不沈空母」化や「四海峡封鎖」のための軍事演習の連続化は、最早知らぬ者がない。

今や事態は明らかである。「戦後政治の総決算」(その一集約点が改憲と言えよう)を合言葉に、軍事的国家機構の改編が進行しているのである。

強まる日帝ブルジョアジーの武装、従つて戦時体制の構築は、一方では、侵略反革命戦争のためのものである。すなわち、資本輸出を「優れた日本」の責務と公原し始めたことに示される日本帝国主義の新たな段階は、世界的な搾取と抑圧に本格的に乗り出したことであり、そのことが不可避に惹起する被抑圧民族の解放闘争を圧殺し、列強間の再分割戦に勝ち抜くための軍事力とその体制として整備・増強されつつあるということである。「日韓新次元」をはじめとして、日帝の侵略は、軍事的性格をもおびて一段と強まらざるをえない。「国際國家」化と軍事大国化は、帝國

主義の時代においては将にメダルの表裏の関係にあるのである。

他方、日帝ブルジョアジーの武装、従つて

戦時体制の構築は、国内戦のためのものである。日帝の常備軍=自衛隊の強化は、それを主柱としている国家権力の肥大化を意味する。

国家がブルジョアジーによるプロレタリアー

トの搾取・支配の道具であるとすれば、これはプロレタリアートへの抑圧の強まりに他のならない。長びく不況のなかで労働者大衆の不満と反抗は激しくなっている。しかも又、侵略反革命戦争のために「城内和平」は不可欠である。かくして、内乱鎮圧体制は日帝ブル

ジョアジーにとって必須のものとなる。「防災訓練」の強まりや「民間防衛」論の高まり、更には、「成田治安法」や戒厳令の状態の頻繁化、刑法全面改「正」・拘禁二法等の戦時治安法的体系化、政党法などの攻撃は、これとの関連で捉えなければならない。そして、この過程は、「愛国心」「国益・国防」の国家主義的イデオロギーの下に、様々な差別主義

・排外主義が煽動され、労働者大衆を軍事監獄に強制的・暴力的に組織・統合していく過程に他ならない。天皇制がその強力な道具となることは自明であろう。

将しくエンゲルスが述べたように、階級闘争と侵略競争とが国家権力を増大させるのである。戦時体制の確立はその必然的帰結と言えるのである。

第四インターは、一九三〇年代の国際的な革命運動の敗北を右翼的の総括し、これに追随している。彼らは、社会愛国主義者を敵とし、広汎な統一戦線を呼びかけ、あげくのはては「社共に投票せよ」などと叫びたて、完全に人民戦線派に屈服した。「革命的祖国敗北主義は労働者国家無条件擁護でなければならぬ」と「日本のこえ」派と近似した主張を行い、国家資本主義とその支配者の政治と切り離して国家資本主義の諸矛盾を隠蔽し、ソ連社会帝国主義を弁護し、「自衛隊は米軍の一部」などと「従属」論に同調していることも、これと不可分の関係にある。

又、彼らは、武装闘争を内戦の見地から評価することをせずに「大衆闘争」を対置し、「労働者の武装はピケから始まる」などと称して革命による蜂起の準備を放棄している。

内戦は階級闘争の一一定の発展段階である。三十年代の敗北は、階級闘争を内戦にまで发展せしめえなかつたこと、すなわち、共産党がプロレタリアートの独創的運動と闘争を指導しえず、プロレタリアートの政治的教育・共産主義的煽動と系統的な蜂起の準備を放棄したこととに核心があるのでないか。

「過渡的綱領」に基づく(更に言えば「永続革命論」)根源があるが)第四インターの日和見主義は、自国のブルジョア政府に対する革命的闘争を棚上げしていることなのであり、それ故、社会愛国主義者との橋渡しの役割を果しているところにある。

しかしながら、党による蜂起の準備を一応承認し、日和見主義を育成していることから第四インター等とは区別された左派を形成しているが、中核派等の「革命的武装闘争」路線の誤りも批判しておかなければならぬ。

第一、道路橋の補修を自衛隊が担当するための土地使用は海岸法による。市町村長の許可なしで行える河川法などで特例措置を。第一、戦死者の埋葬、火葬を。第一、陣地構築のための土地の住民の保護や、野戰病院の設置は医療の取扱いの法制化などを特例を。第一、有事の際

蜂起を準備する非合法革命党を

戦時体制へのドラッグな移行に際して、諸野党はそれに協調し、あるいは屈服している。

民社党は、第二次中間報告に対しても「発表は遅きに失したとはいって、一步前進といえる」と、最大限の賛辞を送った。公明党は、「研究すること自体の必要性を否定するものではない」と、報告を容認している。中曾根再選劇が暴露したように、この両党は「半自民」なのであり、完全に帝國主義ブルジョアジーと融合している。

又、社会党は、「中間報告の撤回を要求することは明らかである。自衛隊を「合法」とした彼らが報告を否定したところで、それが一体どのような力となるであろうか。他方、日本共産党は、中間報告に対して、

第一、陣地構築のための土地の使用、建築物の建築などの特例を。第一、戦死者の埋葬、火葬を。第一、陣地構築のための土地の使用、建築物の建築などの特例を。第一、有事の際

展開している。労働貴族の政党たる民社党のみならず、社・共も、あるいは急ぎ足で、あるいはいくらかためらいながらというような違ひはある、ブルジョアジーの一方における「産報化」と他方における政党法との攻撃に屈服し、おしなべて翼賛政党化しつつあるのである。

「改良主義者と社会愛国主義者は官僚的国家機構を補完する……が、革命家はこれを、この官僚的・軍事的国家機構を打ち碎かなければならぬ」(『国家論ノート』)というレーニンの言葉は、將に至言と言えよう。

ところが、このことをあいまいにし、(小)ブルジヤー的な平和主義者は、戦争が政治の継続であることを理解しないことによって、労働者大衆の「平和」の気分を固定化し、押しとどめ、

帝國主義と「平和」の「調整」を夢想し、ひいてはプロレタリアートを武装解除し、階級協調を呼びかけるものである。

第四インターは、一九三〇年代の国際的な革命運動の敗北を右翼的の総括し、これに追随している。彼らは、社会愛国主義者を敵としたことが「社会ファシズム論」の誤りだと

いた。彼らは、中曾根のレーガン政権への「従属」を有事立法の根源と捉え、戦争に「まきこまれる」と悲鳴をあげているのである。これは日本帝国主義の弁護論ではないか。彼らは、米帝に「従属」しない日本帝国主義を要求しているのだ。帝國主義の根本的諸矛盾を隠蔽する彼らは、「中立・自衛」などと、いるのである。

又、日共は、「日本の国土を……戦場化すること」に著しい恐怖を見せていく。完全にブルジョア議会主義に染った彼らは、国内戦などと考えてみるのもいやなのだ。このようないふい立場で今後検討を。

連中が、帝國主義戦争のである。

しかししながら、党による蜂起の準備を一応承認し、日和見主義を育成していることから第四インター等とは区別された左派を形成しているが、中核派等の「革命的武装闘争」路線の誤りも批判しておかなければならぬ。

第一、道路橋の補修を自衛隊が担当するための土地使用は海岸法による。市町村長の許可なしで行える河川法などで特例措置を。第一、戦死者の埋葬、火葬を。第一、陣地構築のための土地の使用、建築物の建築などの特例を。第一、有事の際

第一次中曾根改造内閣の階級的意義 ブルジョア独裁打倒の闘いを

第二次中曾根改造内閣が成立する過程は、現在の政局の特徴を見事に浮き彫りにした。すなわち、独占ブルジョアジーの政治的代弁者たる自民党（政権）の動搖、「中道」政党によるその補完、社・共の無力性、等がそれである。このような局面において、プロレタリアートが自己の階級的利益を貫き、自らの目標を鮮明にして、革命的戦列を打ち固めることがますます重要なものとなつてきているのである。

混迷と腐敗の自民党政権

一月一日、第二次中曾根改造内閣が発足した。しかしながら、それに至る過程は、まさに混乱でしかなかった。

一〇月二七日の自民党「実力者会談」は、「中曾根再選」でまとまるかに見えていたが、福田による中曾根批判に鈴木、河本が同調し、二階堂が公明・民社から「二階堂擁立」の動きがあったことを暴露して中曾根を批判したことによって、「本論に入らない」ままに決裂した。反対派による「中曾根再選」への対抗手段として浮上したことのある「二階堂政権構想」が土壇場でもちあがつたのである。

「構想」は翌二八日の段階でも浮上したが、二階堂の辞退によって、総裁選告示前ぎりぎりのところで妥協が成立し、「中曾根再選」が決定した。かくして発足した第二次中曾根内閣は、田中派六人、鈴木派・福田派が四人、中曾根派三人、河本派二人、新自ク一人と、前内閣と変わらぬ「派閥均衡」政権である。

昨年暮の田中の「影響力排除」の声明や、今回の「党風刷新」が、まったくの口先のものにすぎないことは明白である。

これらの事態は、田中・中曾根と反対派との抗争、田中・二階堂論争に示される田中派の亀裂等、自民党的混迷と腐敗がこれまでになく露呈したことを見切るといふことでは、他方、不況業界では一貫して景気刺激策を要求している。

自民党内抗争は、「上層」＝搆取者がこれまでのように生活し支配することが困難となりつてあることの一反映に他ならない。

強まらざるをえない反動化

だが、これを単なる権力主義者どもの派閥争いとだけ見るならば、皮相にすぎない。

独占資本家たちは、「行政改革」「増税なき財政再建」ということで中曾根を支持した。このことは、「増税」等ということになれば中曾根を見切るといふことであり、他方、不況業界では一貫して景気刺激策を要求している。

このようにして発足した第二次中曾根内閣は、安倍外相、竹下蔵相、藤波官房長官、後藤田総務庁長官等の留任に見られるように、これまでの政策を踏襲する以外にない。それは、一層の政治的反動化を不可避としている。このことの第一の規定要因は、日本帝国主

義の発展にある。資本輸出が日本に課せられたものであることをブルジョアジーが公言す

るよう、日帝の寄生性と腐朽化は一段と進んでいる。それは、他民族の搆取・抑圧とあらゆる分野での政治的反動、買収、疑惑等としても現われざるをえない。被抑圧民族の解放闘争、帝国主義列強間の争闘の激化は、軍事大國化を促進する。又、田中・中曾根、二階堂と、ロッキード疑惑の「黒色」「灰色」の政治家が権力争いを演じるのは決して偶然ではないのである。

第二の規定要因は、今日の階級情勢にある。

少數による多数への独裁という根本的矛盾によつて、ブルジョア政府の支配の方法をめぐる動搖は不可避なのであるが、臨調路線が表現しているように、小ブルジョアをこれまでのようく懷柔することはできなくなつており、労働者大衆への経済的・政治的「施し物」を削減せざるをえなくなつていて。ここから出てくることは、労働者大衆の反抗の鎮圧であり、革命的勢力の圧殺である。特高出身の古屋が自治相・国家公安委員長に就任したことによって抜いていく（一一・一記者会見）とのようなブルジョア独裁の官僚的・警察的・軍事的性格の肥大化の下に、諸野党の翼賛化があるものである。

第三の要因は、先に見た中曾根政権の不安定性である。中曾根は、反対派を抱えているが故に、断固たる帝国主義的政治を遂行せざるをえない。その失敗は、即自らの命取りとなるからである。中曾根は、「命の限り仕事をしてやり抜いていく」（一一・一記者会見）と「戦後政治の総決算」の断行を決意し、「解散権の行使は制約されない」と国会解散をも武器としてその路線を貫徹せんとしている。

政治的反動化を示す新聞僚の発言は、おもなものをひろつても次のようなものである。「財政再建のために血のにじむような我慢をしてもらわなければならない」、「来年は天皇在位六十一年だ。新しい政策を考えねばならない」（中曾根）、「出入国管理の仕事など…的確に迅速な処理をはかる」（島崎法相）、「（成田空港二期工事及び関西新空港建設は）計画を短縮することはあっても延期は許されない」（山下運輸相）等々。

経済危機の犠牲を労働者大衆に転嫁し、軍事大国化を進め、サミットに見られるように組織することである。

プロレタリア政党を建設せよ

自民党＝帝国主義ブルジョアジーの政治の動搖を補完したのが公明・民社の「中道」政党であった。公明党竹入委員長は「（中曾根内閣への対応は）是々非々でやつていく」（一〇・三・民社議員団総会）と中曾根に追従し、入閣の願望をかくしていない。両党が腐敗するブルジョア政治を援ける役割を果していることは鮮明である。

又、社会党は、このような時期に、このようない「公明党との間では新時代に即応した連合のとりくみを論議していかなければならぬ熱意を表明し、民社党佐々木委員長は「（中曾根内閣への対応は）是々非々でやつていく」（一〇・三・民社議員団総会）と中曾根に追従し、入閣の願望をかくしていない。両党が腐敗するブルジョア政治を援ける役割を果していることは鮮明である。

さて、「中曾根再選」に対し「九中総決議の正しさ」を吹聴している日本共産党はどうか？ 彼らは、「中曾根と国民の対立」の公式をもてあそぶ小ブルの国民主義者であり、専ら田中や中曾根の「悪意」から反動化を説明している。それ故彼らの「中曾根内閣打倒」のスローガンは、その入閣主義的本質を変えるものではない。帝国主義の政治をその経済から切り離し、帝国主義の根本的諸矛盾を隠蔽する彼らは、卑俗なブルジョア的改良主義にひたりきっているのである。

この点では市民主義者も同じである。労働者大衆の「中曾根内閣打倒」の要求は、これまで通りの生活と支配を望まないという意識の自然発生的反映であるが、それを既存政党への反発のレベルに押しとどめ、プロレタリアートの獨創的運動＝プロレタリア政党の運動を否定する市民主義者は、常にブルジョアジーヤーとその社会的支柱＝社会愛国主義者との闘争をあいまいにし、プロレタリアートの革命的闘争に水をさすものとして鉄槌を加えなければならない。

自覚した労働者に要求されていることは、露見しつつある「全国民的危機」の広さと深さを説明し、労働者大衆をしてブルジョア独裁打倒の革命的行動に移らせ、この方向で活動するための革命的組織を創出することである。そして、それを遂行する革命政党に自らを組織することである。

在日朝鮮人の闘いを支持・防衛せよ

在日朝鮮人の指紋押捺拒否の闘いが高まりをみせており、日本の帝国主義ブルジョア政府の他民族抑圧に対するこの闘いに日本のプロレタリアーは絶対に無関心であつてはならない。この闘いを支持・防衛し、自國政府の暴虐との闘いを組織することは、日本プロレタリアートの国際主義的義務である。この義務を果すことなしには、日朝プロレタリアートの团结はかちとれず、日本プロレタリアート自身の解放もありえないものである。

外登法の役割

現在、日本に一年以上在住する満一六歳以上の外国人は、①在住する自治体で外国人登録をし、また五年ごとにそれを更新すること②その時、登録原票、登録証明書、指紋原紙に左人さし指の回転指紋を押すこと③登録証明書は常時携帯し、官憲に提示を求められれば必ず見せることを、外国人登録法（以下、外登法という）によつて義務づけられている。これに違反すれば逮捕され、懲役や罰金などの刑に服さなければならぬ。

このうち政府が本人の確認や二重登録の防止に必要不可欠としている指紋の照合について、登録の窓口である市町村では、写真だけで充分用を足していること、法務省でも指紋照合の作業は事実上中止になつてゐるところが、押捺を拒否した韓宗錫（ハン・ジョン・ソク）氏の裁判で明らかとなつてゐる。そして、指紋を含めて登録原票を警察が自由に閲覧・複写できるという実態であることが暴露されている。

これらのことから分かるのは、日本の政府は、在日外国人の市民的権利に決定的な制限を加え、彼らを警察の直接的管理・抑圧の下においているということである。

在日外国人の約八三%が朝鮮人である。彼らは日帝の植民地支配によって生活できなくなつたり、あるいは強制連行によつて、日本に来た人たちや、その子孫である。彼らは、朝鮮に対する帝国主義の支配が維持されたことがもっぱらの原因となつて、日本に定住することになつた。外登法の適用を全面的に受けるのは定住外国人だから、外登法の中心的目的は、彼ら在日朝鮮人を政府・警察の管理・抑圧の下におくことに他ならない。

戦前、朝鮮に対する侵略と収奪をほしいまにした日本は、朝鮮人を「臣民化」し、創氏改名等を強制してきた。戦後は、一方的に外国人とし、治安管理の対象として扱い、政治的従属を強いてきたのである。出入国管理令（現在、出入国法）とともに、外登法は、このような体制の法的表現であった。すなわち、外登法は日本の朝鮮（人）に対する民族的抑圧が継続していることの現れでもあり、

その武器ともなつてゐるのだ。外登法にもとづく指紋押捺強制や外国人登録証の常時携帯義務のような市民的権利の決定的制限は、民族的抑圧の一環である。

であるが故に、南朝鮮への日本の新植民地主義的支配―属国化、南北分断固定化攻撃の跳躍点をなした全斗煥（チョン・ドファン）來日時において、その本来の役割を、つまり徹底した弾圧法としての役割を果したのであつた。また、全斗煥政権の再三の要求を、九月の日「韓」会談においても、完璧にはねつけたのである。

指紋押捺拒否の闘い

このような民族的抑圧・政治的従属の強化は、必然、朝鮮人大衆の反抗を生み出していく。指紋押捺を拒否した在日外国人は、現在四〇人で、ほとんどが在日朝鮮人である。さらに来年は大量の登録切り替え期をむかえ、押捺拒否の闘いはいっそう大衆的にひろがろうとしている。九月二九日、「指紋押捺拒否予定者会議」が結成され、三四人が押捺拒否を表明した。十月一日、在日韓国居留民団職員の二青年が日比谷公園でハンストし、そのうち一人は外国人登録証を破り、再申請期限の来る十四日後までハンストを続け、その後押捺を拒否することを明らかにした。十月五日には在日韓国居留民団傘下の在日韓国婦人会と在日韓国青年会が、東京・荒川区で

決起集会を開き、「指紋押捺拒否闘争委員会」を設けることなどを決めた。その後、指紋押捺と外国人登録証の常時携帯義務廃止をかかげてデモを行つた。朝鮮総連も、外登法の改正を要求して闘いを組織している。

また、これと呼應するようなかたちで、「韓」国においても、全国キリスト教教会協議会による、指紋押捺拒否を支持する百万人署名運動がすすめられている。

日本の政府は、押捺拒否をした人に對して、再入国許可を認めない（追放覚悟でしか出国、たとえば母国への旅行ができない）というような報復措置をとつたり、逮捕一起訴して、裁判にかけている。現在八人が裁判闘争をたたかっている。

司法権力は、横浜地裁でのキャサリン・森川さんに対する一万円の罰金判決に統いて、同じく罰金一萬円の有罪判決を下した。この判決は、「合理的な理由なく、押捺を強要することは憲法十三条（生命、自由及び幸福を追求する個々人の権利の尊重）の趣旨に反する。押捺の際に、不快感・屈辱感をおぼえるのが一般的だ」と言いつつも、結局は、現在の外国人登録制度は「充分な合理的な理由と実質的な必要性がある」として、指紋押捺強要も「憲法に違反しない」としている。更に、指紋をはじめとした登録原票の内容が、警察の在日朝鮮人に対する管理・抑圧のために、自由に使われている事実をも否定した。そして、「いかに生活実態を同じくするとしても、（外国人は）日本国民と異なる規制を受けることはやむをえない」と、在日朝鮮人に対する民族的抑圧の全面的擁護を行つたのである。

日帝の弾圧と闘い 日朝労働者の团结をかちとれ

わが政府の在日朝鮮人に対する態度はこのようなものである。日本プロレタリアートは、この政府の抑圧・弾圧に対し、抗議の声をあげ、断固とした闘争を組織しなければならない。かつて、外登法施行の時に闘われた朝鮮人の登録・指紋押捺拒否の闘いを見殺しにした歴史をくり返してはならない。

帝国主義の下では、民族的抑圧をなくしてしまることはできない。日本の帝国主義ブルジョア政府を倒すことなしには、指紋押捺廢止を含む民族的同権の要求は、実現しても不

完全な形でしかないであろう。社会主義の勝利こそが完全に、徹底的にそれを実行しうるのである。だからといって社会主義の実現まで、民族自決や民族的同権を妨げてゐる帝国主義ブルジョアシ政府に對する即時の、断固たる闘争をひきのばすことにはならない。

なぜなら、政府の他民族抑圧を見逃すことは、日本人プロレタリアートにとって、抑圧民族の一員としての地位にひきつづき安住することに他ならないからである。他民族を抑圧する民族は自由ではない。すなわち

八四年版『婦人労働白書』

婦人労働者の増大は何を意味するか

政府の処方箋

十月二〇日 県労働省婦人局編の「昭和五九年版・婦人労働の現状（婦人労働白書）」が発表された。

その概要是、①七四年オイルショックによる八三年での女子就業者の大幅な増加、②女子雇用者の第三次産業での増加、電気機器製造業での八二年マイナスから八三年プラスへの転換、⑤女子雇用者に占める有配偶者化、高令者化、パートタイマーの増加、④勤労者世帯の夫の収入の伸び悩みによる、妻の収入の家計収入での役割增大としてあげられている。

「産前後の休暇の延長」等という件物で、アルジヨアジーによる婦人労働者、労働者家族総体に対する搾取、収奪の強化を、まさにアルジヨア政府の使命としてより合法的に、全面的に保障するものでしかない。この法案に示される能力主義を批判しきれない社共等改良主義者・女権主義者は、見事に屈服してしまった。

又、十月三一日には、「白書」でも打ち出されている「パートタイム労働対策要項」が中央労働基準審議会パートタイム労働小委員会によりまとめられ審議会に報告されしている。

これは年々増加するパートタイマーが法律的に極めてあいまいな

面化してきたことに対する対応と、労働者保護が保障されるというものではない。政府は何よりもパートタイマーの安価な労働力、景気調節弁としての機能を失わせてはならないのだから、これは行政指導でしかなく、「使用者の良識」に期待するのだそうだ。

だからといって法制化されれば、全てが解決されるかごとく言うのは社共等の改良主義者の常なのだが、ブルジョアジエは「雇用機会均等法」案の様に罰則なしまた実質的な負担ならしめ、それでも法制化には譲歩することもある。

「産報化」とはこのことであろう。
今日の資本主義的発展が、家事労働を社会化できる生産力を作りあげているにもかかわらず、その生産関係においては、これらを全面活用することを阻む賃労働制度——私有財産制を基礎にしている限り、それはますます朽ちながら生き永らえるものでしかない。

我々は、私有財産制を支えるブルジョア家族制度、法制度、国家機構の破壊抜きに、婦人労働者の経済的、政治的解放、又、婦人全般の人格的全面發展も、男女の真

①女子労働力人口二三三四万人、前年比三・二%、七二万人増で、総数に占める割合三九・五%、の女子雇用者一四八六万人、前年比四・八%、六八万人増（サービス業三四万、製造業十七万、卸売・小売業十三万）、③有配偶女子就業者は一五三一万人、五〇・三%女子雇用者の五九%は三五歳以上パートタイマーは三〇六万人、前年比七・七%、二二万人増、従業員三〇人未満企業で働く人五三%企業が半分近い、④完全失業率は平均年令四一・七歳、平均賃金一時給で五六〇円、就業規則のない企業が半分近い、④完全失業率は男子二・七%、九五万人、女子二六%、六一万人である。

これらに対する政府の対策としては、先の四月に発表された「雇用機会均等法」公益側委員試案による法制化の促進を軸に置いてい

規定のまま、労基法上の保護さえ与えられていない劣悪な労働条件の現状の中で、労資間の争いが表される。そして厖大な商品輸出・資本主義的婦人解説

反抗を弱めることができ、実態的には死文化することが可能な場合に限られるのである。

放闘争の条件成熟

本輸出のため世界的な市場争奪戦への参加は、世界的な景気を直ちに国内に反映し、第一次オイルショックを契機とした世界的恐慌を迎えたのである。

このオイルショック以降の長期不況の中で、ブルジョアジーは、新たな経済的競争力をつけるため「機械化」「技術革新」を行い、又、より利潤率の高い産業への投資移行を行い、男子労働者の失業の増大、賃下げを企て、労働者の家族の中に生活の窮迫、不安を増大させていった。一方で、これらの産業投資の移行は、婦人労働者の雇用の道を広げてきた。しかし彼女たちの賃金は、家族の生活資料を基準にして、夫の収入の補助として決定される。それは必然に低賃金となり、安価な労働力としてしか雇われないことを示す。

我々は、このことから、組合主義者の如く、男子労働者に「家族が生活できる賃金を!」、女子労働者に「能力に見合った賃金を!」のスローガンを与えることでどどまつてはならない。それは、現在の帝国主義下にあっては、不可避に排外主義的スローガンと結びつ

八四頁からつづく

朝鮮（人）の解放なしには、日本プロレタリアート自身の解放をめざす革命闘争の勝利はありえないということである。

逆に、朝鮮人民の民族的同権・民族解放の要求を支持・防衛して闘うことには、資本主義の支配を一掃するために不可欠の日朝プロレタリアートの國際的團結をかちとする一步になるだろう。先進的労働者は、この闘争を、改良主義的でなく、社会主義革命にまで拡大していかなければならぬ。

この闘いは、日帝ブルジョアジーによる南朝鮮の属国化、南北分断固定化攻撃の一翼を担つて口先だけの抗議でお茶をにごしている日和見主義・社会排外主義との闘争ぬきにはりえない。彼らは、「大」国の特權的地位に安住し、プロレタリアートのなかで排外主義を煽り、帝国主義ブルジョアジーの番頭の役割を果している。

日本プロレタリアートは、自らが抑圧民族の一員であることを忘れず、プロレタリアートの独自治闘いをあいまいにして「民衆の交流」を唱える傾向や、御都合主義的に在日朝鮮人の闘いを捉える傾向とも一線を画さなければならぬ。日朝労働者階級の團結だけが、双方の革命運動を結びつけて前進させる根本条件だからである。



「後景化」と闘おう

「一雄はやつていらない」と訴える父・富造さん

ある。このように、この裁判が差別裁判である。権力犯であることが暴露されることのみならず、第二に、国外にむかっても、国内にむかっても軍国主義化が強まり、政治的反動と労働者人民の分断支配の強化の一環として、部落差別攻撃の激化が存在しているからである。

第三に、帝国主義ブルジョア政権に対する攻撃が強まっていることである。

戦闘的運動として発展した部落解放運動を解説せんとする攻撃が強まっていることである。

そのうち権力は石川氏をあくまで「血まつり」にあげ、戦後部落解放運動の政治闘争の頂点をなす狭山差別裁判糾弾闘争を圧殺し、解放同盟の戦闘性を解体せんとしているからである。

かかる日共・全解連は、「石川氏=有罪」を主張し、完全に権力の先兵となっている。また融和主義・改良主義をもちこみ、部落解放運動内部から、その戦闘性を否定し解体せんとしている傾向が台頭している。この部分こそが、狭山闘争の「後景化」を策してきたのである。

この「後景化」とは狭山闘争を口先だけの抗議や議会主義的行動あるいは国民主義的共同闘争へと低めることに他ならない。同時に、部落解放運動を経済的改良運動へとねじまげるものである。これは、地対協「意見具申」に示されるような、「同和」対策事業を打ち切り、糾弾闘争を圧殺して部落解放運動を政府の後見の下におくという攻撃へ屈服してゆく道である。

部落解放運動は、同対番・特措法をかちとり具體化した経済闘争（行政闘争）でつちかわれた團結をテコとして、狭山差別裁判に対して「具体的に権力の実態を暴露し、全人民的怒りを権力に突きつけて」（九・三石川氏特別アピール）狭山闘争の一大政治闘争としての高揚をかちとってきた。この部落大衆の闘いが、労働者人民の決起をうながし、全民的共同闘争としての発展を実現してきたのである。

この狭山闘争の意義を継承・発展させることが問われている。われわれは、日帝ブルジョアジーの部落差別攻撃の一切のあらわれに對する抗議を組織し、それを「ブルジョアジーヤーにたいするプロレタリアートの直接の攻撃にまで、すなわちブルジョアジーを奪する社会主義革命にまで、拡大し激成しなければならない」（「社会主義革命と民族自決権」）それは、部落差別が日本帝国主義の一構成要素となっていること、「戦後民主主義」がまったく形式的・欺瞞的なものであること、部落差別が労働者の階級的意識を疊らせていく等として語られねばならない。このような闘争に労働者がたちあがることが、狭山闘争の「万全の体制」（石川氏アピール）を打ち固め、権力を追いつめることができるであろう。

今こそ、一〇・三一へ向けた石川氏のアピールにあるごとく、「いかなる事態にも応えられる体制」をつくりあげ、最高裁の棄却策動を許さない闘いを構築しなければならない。

マルクス・レーニン主義通信

あの憎むべき寺尾判決から一〇年の月日が過ぎた。狭山闘争はいよいよ重大局面を迎えていた。東京・明治公園に四万四千人を結集して闘われた一〇・三一中央闘争をひきつき、石川氏無実をからむ隊列をうち固めてゆかねばならない。

石川氏の無実明らか

一〇・三一闘争の基調報告・弁護団報告においても明らかにされたように、一〇五項目にのぼる新証拠の発見によって、石川氏の無実はますます否定しがたいものとなっている。

なかでも、小名木証言、五十嵐証言は、石川氏の自白がデッチ上げられたものであることを完全に明らかにした。小名木氏は、石川氏が中田善枝さんを殺したとされている場所から目と鼻の先の三〇メートル程離れた桑畑（それも切株状態の）で、除草剤をまいていた。それ程の近くでありながら、「自白」にあらような「キャーッ」とか「助けて」とかいう悲鳴は聞こえなかったのである。また当時善枝さんの死体を鑑定した埼玉県警鑑識課員の五十嵐は、善枝さんの足首には、「自白」通りに逆さづりしたのであれば当然あるはずの皮むけなどの痕跡はなかったと証言している。

検察・裁判所は、もっぱら石川氏の「自白」を正しいとし、もって石川氏を有罪としてきた。いわゆる犯人でしか知りえない秘密として、善枝さんのかばんや万年筆などが、「自白」どうりの場所で見つかって（警察が仕組んだのだ！）ことにしがみついてきた。が、肝心の殺害の場所・方法については、デッチ上げの物証えない。逆に、「自白」が全くの警察の作文を石川氏に強要したものであることを証明してしまう証拠を検察はいまだ隠しもつてゐるのである。たとえば、殺害現場でのルミノール反応を調べた結果、血痕は検出されなかつたことが複数の警察関係者によつて明らかにされているが、このことを書いた実況検分調書は、確実に存在しているはず

である。このようないいような検察に対しても、全ての証拠を開示せなければならぬ。（一〇・三一集会では、実験の結果、二ヵ月後でも血痕検出が可能であることが報告された）

また、多くの新証拠によつて石川氏無実を

明瞭にした再審要求に対しても、これまで東京高裁は、四々谷決定（八〇年二月）、新闖決定（八一年三月）をもつてはねつけてきた。

しかし、憶測でもつて有罪判決の破綻をとりつくろつてきたこれらの決定が、検察側の鑑定書すらもまともに読んでいないことが暴露されているのだ。

特別抗告棄却許すな

このように石川氏の無実はますます明らかとなり、今こそ再審を開始させ、有罪をくつがえすときである。にもかかわらず、最高裁

は、特別抗告申し立て以来すでに三年七ヵ月の長きにわたつて決定を下たず、今なお石川氏を獄につないでいる。

いつ決定が出されてもふしきではないといふ状況のなか、再審＝事実調べの早期開始を求めた七月の弁護団申し入れに対し、最高裁

は「検討する」と答えてきた。これは、一〇・三一集会で指摘されたように、弁護団との面会等ぬきの一方的的棄却の危険性がげんに増大していることを意味している。われわれは、このことについて何らの幻想をいだかず、狭山闘争が決戦的段階を迎えていることを確認しなければならない。

なぜなら、第一に、この裁判が差別裁判であり、権力犯であることが暴露されることが権力の最もおそれところだからである。

このことについて何らの幻想をいだかず、狭山闘争が決戦的段階を迎えていることを確認

しなければならない。

第三に、帝國主義ブルジョア政権に対する攻撃が強まっていることである。

戦闘的運動として発展した部落解放運動を解説せんとする攻撃が強まっていることである。

そのうち権力は石川氏をあくまで「血まつり」

にあげ、戦後部落解放運動の政治闘争の頂点をなす狭山差別裁判糾弾闘争を圧殺し、解放同盟の戦闘性を解体せんとしているからである。

しかしながら一方で、「国民的融合論」を

北炭夕張事故への不起訴処分を弾劾する

八一年十月、北炭夕張炭鉱で起きたガス突出と坑内火災は、九三人が死亡、三九人が負傷するという炭鉱災害史上三番目の犠牲者を出す大災害となつた。八三年三月、道警本部は、当時の林千明社長ら一四人を業務上過失致死傷容疑で書類送検、同年七月には、札幌鉱山保安監督局が鉱山保安法違反容疑で六人を書類送検した。さらに、この大災害の責任を追及するため、遺族らから六人が殺人罪などで告訴・告発をされていた。しかし、これらに対し札幌地検は、今年十月四日、「証拠不充分」として不起訴処分にした。

北炭夕張炭鉱の事故が人災であることは、誰の目から見ても明らかなのだ。ガス突出事故の原因については、政府の事故調査委員会でさえ八年七月に、事故の予見可能性があったことを示唆している。また、ガス突出の予兆については、労働者から次のように証言されている。「事故の数日前からガスの異常が起り、警報機がしばしば鳴っており、災害前夜は鳴りっぱなしで当日朝、出勤した労働者が調査と対策を申し出た。」「突出事故の坑道からコールタールのよう圧縮された石炭が流出するなどきわめて異常な盤圧が訴えられたにもかかわらず、会社は作業を中止するどころか、当日も作業調査班を入坑させて急速掘進（通常の二倍の速度）を強行させた。」「ガスの異常、盤圧の極端な変化、山

ら

労災・職業病は資本主義の不可避的産物である

この反動判決の中でいみじくも機械の導入の中で職業病が発生することが述べられているが、資本主義的生産は不可避的に労災職業病を生み出してきたのである。

「機械労働は神経系統を極度に疲れさせるとともに、筋肉の多面的な働きを抑制し、身心のいっさいの自由な活動を封じてしまう。労働の緩和でさえも責め苦の手段になる。なぜならば、機械は労働者を労働から解放するのではなく、彼の労働を内容から解放するのだからである。資本主義的生産がただ労働過程であるだけではなく同時に資本の価値増殖過程でもある限り、どんな資本主義的生産にせば労働者が労働条件を使うのではなく逆に労働条件が労働者を使うのだということは共通であるが、しかし、この転倒は機械によってはじめて技術的に明確な現実性を受け取るのである。一つの自動装置に転化することによ

つて、労働手段は労働過程そのもののなかではじめに技術的に明確な現実性を受け取るのである。一つの自動装置に転化することによ

鳴りなどが複合して起つておらず、かつてガス突出を体験している経験豊かな労働者が危ないと訴えたのもとりあげられなかった。」

これほど明らかな人災にもかかわらず、裁判されても行わないというのは、検察が完全に資本家どもの防衛の立場に立っていることを示しているのである（労働争議などの中では、いつも簡単に労働者を不当に起訴をするのは大違いだ！）。しかし、資本家の防衛に走っているのは、何も検察だけではない。九月

一九日、高松高裁は、一審が林野庁に振動障害防止措置に怠慢があったとして損害賠償責任を認めた判決を破棄し、賠償責任はないとする反動判決を出した。そしてこの判決の最大の特徴は「産業革命以来この世には、高度の交通機関をはじめとする各種の機械が生まれ、人間の労働を軽減し生活を便利にした半面、各種の職業病が発生するのは事実であるが、こうした機械を数年にわたって使用した後に発生した重症でない職業病について、直ちに企業者に責任があるとしたら、長期的にみると機械文明の発達による人間生活の便利さの向上を阻み、合理的といえない」との判断を示したことであるが、つまりこれは、資本家の利潤追求のため労働者が職業病になつても、資本家は一切責任を負う必要はないと言っているのである。労働者は、資本家やこのような手代どもを決して許はしないだろう。

資本家による搾取が、また労働者の安全に勝ちとってきたものであり（妥協の産物ではあるが）その重要性は否定できない。現在、労基法、労災法等の改悪が策動されたり、資本家にお願いして労災職業病がなくなると考えるのは誤りである。資本主義の打倒こそが、労災職業病の絶滅への道なのである。

とは言え、労働法は労働者が自らのために金を使わないことの結果が、労災職業病を生み出していることを明らかにしてきたが、資本はその犠牲になつた労働者に対しても容赦しない。高松高裁の反動判決は、まさにこのことを示しているし、また夕張炭鉱の離職者は、特別な就労対策や保障対策さえとられていない。役に立たなくなつた労働者は切り捨てる、つまり、スクランプ・アンド・ビルドである。

そして、北炭夕張の事故は、エネルギー産業のスクランプ・アンド・ビルトの中で起きたものと言える。六〇年代初頭、エネルギー産業の大転換が行われ、ほとんどの中小零細企業は切り捨てられ、独占資本の炭鉱は徹底的な合理化を行い生き延びた。そして、石油ショックを機に国内炭への見直しがなされ、八一年、石炭業審議会は答申を出し、年産二千万トン程度の生産水準を維持することを打ち出した。そしてこの水準を維持するため、徹底した合理化が進められ、まったく無理な生産が行われ、大災害が起きたのである。「産業構造の転換」を背景として、改革・臨調路線はスクランプ・アンド・ビルトを強調しているが、北炭夕張の事態は、多くの労働者の今後を先行的に示していると言えよう。

資本主義社会の中では、労災職業病は決してなくならないし、また、資本家にその責任をとらせることが難しい。資本に支配されている労働者階級の輝しい未来は、資本家階級

病の根本なのである。

しかし、他方で、このような搾取に対する慰安設備などはまったく論外としても、生命に危険な、または健康に有害な生産過程の諸事情にたいする人体保護手段の強奪となる。フレリエが工場を『緩和された徒刑場』と呼んでいるのは不當だろうか？』（『資本論』）資本家による労働者の搾取、これが労災職業病の根本なのである。

『原子力安全白書』 『原子力白書』 に反対せよ

一〇月五日に『原子力安全白書』、そして一〇月二六日には『原子力白書』と、あいついで原子力関係の白書が報告された。また、一〇月二六日は「原子力の日」とされているが、この日を前後して、科学技術庁、総理府が、「原子力は安全」これが日本のエネルギー政策だ」といった内容の大PR作戦を、マスコミを最大限利用して行った。原発は、様々な問題を抱えながら、政府・独占資本により運転が強行されているが、その破綻はますます明らかになってきている。それ故政府は、問題を隠蔽するため、「原子力予算三〇周年」と謳い大キャンペーンを行わざるをえなかつたのである。

(1)

さて、五四年に、学界の強い反対意見を押し切って、初めて二億五千万円の原子力予算がついたのだが、三〇年目にあたる今年度の原子力予算は三千億円を超えるまで増えた。また、六三年に日本原子力研究所の動力試験炉において、初めての発電に成功して以来、今年は二一年目にあたる。それでは、その間の政府・独占資本の原子力政策とは、いったいどのようなものであったのだろうか。

「通信」九〇号で明らかにしたように、電力会社(九電力)は、原発を作れば作るほど利潤をあげるしくみになつていて、また、独占資本にとっても大プロジェクトである原発はうまみがあるものであり、原発を中心にして原子力産業が確立している。そして、その原子力産業には、造船不況の中で原発市場に乗り出している造船会社も含まれているといふ状況がある(例えば、ある造船会社は売り上げの半分が原発と言っている)。

政府は、このような独占資本の意をくんで、原発を強引に推進してきた。例えばそれは、原子力予算が国家予算のなかで一貫して高い伸びを示していることからも明らかなことである(七四年には約七百億円だったが、現在は先に見たようにその四倍以上である)。また、七〇年代には、第一次石油ショックをひとつの中機として、原発の石油代替性と経済性を唱える「代替エネルギー神話」が宣伝され、原発を主力のエネルギーにさせようとする政府の強力なイニシアチブのもとに、各電力会社は原発計画をふくらませ、原子力産業は急速に成長した。しかし、この原発神話の時代は長く続かなかった。八〇年代に入り、電力の過剰と原子力産業の肥大化が明らかになってきたのである。

原子力産業は肥大化をつけながらも、収入を上回る設備投資などの支出が続き、二一三の例外を除いては赤字基調となつていて、原子炉本体メーカーである電機、造船重機においては、累積赤字の巨大化が特に著しい。また、原発の建設費はうなぎのぼりで、つい

に一基四千億円を超えはじめた。原発推進の理由として原発は他に比べて経済的と宣伝をしていたが、現在コストは石炭火力とほぼ同じになり、原発の経済性は破綻をきたしていく(放射性廃棄物や廃炉を考えれば、実際のコストは言われている以上にもっと高い)。

次に、電力の過剰についてであるが、八二年のデータをみると、盛夏のピーク時すら、約三四%(三九七〇万キロワット)もの供給能力が余っていることがわかる(今はそれ以上であろう)。そして、それは原発の供給能力が約一二%であるから、原発などなくとも需要が充分満たされることを示している(それでもなおかつ二二%もの供給能力が余っているのだ!)。

供給能力が余っているというのは、発電設備が余っていることを意味するが、それでは何故、発電設備は余っているのだろうか。発電設備は、電力の需給予測に則して作られているわけだから、その予測の失敗が要因と言えるかもしれない。しかし実は、この予測といふものがまったくインチキなのだ。「まず、電力会社がこれだけの利潤をあげるために新しくこれだけの原発や火力発電を作らなければならぬ。そして、それを作った時には今よりこれだけ電力は増すだろう」として、需給予測なるものがたてられているのだ。例えば、八二年七月に「原子力開発利用長期計画」が出されているが、何とその四年前の七八年にも「長期計画」なるものが出来ている。前回の計画は、ただの四年しかもたなかつたとんだ「長期」計画だったことになる。これらのこととは、独占によって歪められていくとはい、資本主義的生産に固有の無政府電力産業にも貫かれているということを示している。

また、高速増殖の実用化に関して、七八年の長期計画では西暦二〇〇〇年としていたのが、八二年の長期計画では二〇一〇年以降と一〇年延期されている。政府の計画が何ら科學的なものではなく、単なる願望に基づくものでしかないことは、このことからも明らかである。

今度は「原子力白書」についてだが、これ

であろう。

(2)

『原子力安全白書』は、原子力安全委員会がまとめたものであるが、それでは、この委員会はどのような役割を果たすものなのであろうか。アメリカには、これに相当するものとしてNRC(米原子力規制委員会)がある。

いずれも、原発の危険性を隠蔽するという基本的役割は同じものと言えるだろうが、少なくともNRCは原発の建設を停止させるなど「規制」の役割を果たすことはある。ところがわが原子力安全委員会は、敦賀原発事故時に、まだ事故の解明がすまないうちから安全を宣言し、運転を再開させたのだ。この委員会は、原子力安全宣言委員会と名を変える必要があるだろう。

さて、白書についてみていく。まず被曝についてであるが、周辺住民の受ける放射線被曝の程度は、年間五ミリレムよりも低いと判断し、労働者についても、昨年度中に法令の基準を上回ったのは一件だけとしている。しかし例えば、原発周辺でムラサキツユクサの実験をして一五〇ないし三〇〇ミリレムという値が出た時に、県や電力会社からは年間平均七ないし九ミリレムと報告されている。また、「闇に消される原発被曝者」(樋口健二)や「原発ジプシー」(堀江邦夫)に書かれているように、被曝隠しは常に行われている。つまり白書は、被曝を過小評価し「安全性」を強調しようとしているにすぎないのである。

次に原子炉についてであるが、炉の緊急停止回数は、過去一四年平均で年間一炉当たり〇・五回程度で米国に比べると十分の一、また、原発の事故発生率も減少が著しいと述べている。しかしこれは、炉の安全性を証明するのではなく、逆に、事故隠しの多さを意味し、炉が危険な状態でも停止をせず労働者に作業をさせていることを意味しているのではないかだろうか。

白書は安全性を「証明」するために様々に述べているが、肝腎なところでは口をつぐんでいる。核燃料や再処理や廃棄物処理など、最近の焦点となつている問題については、評価を含む表現を避け、経過や方針を説明しているだけなのだ。めんどうな問題に関しては口をつぐむという態度からも、この白書のペテン性は明らかだろう。

マルクス・レーニン主義通信

も「原子力白書」と同様、「原子力発電所の安全性は基本的に確立している」という認識に立っていて、今後は、自主的な核燃料サイクルの早期確立とプルトニウム利用の実用化を図るべきだ、と主張している。原発（＝軽水炉）でさえ技術的に未確立なまま大量の被曝者を出している状態なのに、さらに技術的に困難な核燃料サイクルの早期確立を主張するのは、独占資本の利潤のためにさらに多くの被曝者を生み出せと主張していることなのだ。また、プルトニウム利用の実用化は、核武装化の実現に他ならない。

(3)

現在、政府により、放射線規制の大幅な緩和が目論まれている。この規制緩和は、国際放射線防護委員会（ICRP）の七七年勧告の内容を取り入れる形で、放射線規制関係の法令を改訂するというものである。それでは、七七勧告とは何か。それは、「企業の利益と被曝労働者の損失をバランスさせることに合理性」を求めるもので、このことは「限度まで放射線を浴びてもよく、過剰に防護を施すことはない」ということを意味している。つまり、独占資本の利潤のために、労働者に犠牲になつてもらおうというのである。この精神は、放射線規制緩和では次のように生かされている。「緊急作業の許容線量は制限値を設けないと。労働者に被曝させほうだいにさせる」と。労働者に被曝させぬる作業を想定してのことだと言っている。その他にも問題な点は様々あるが、特に問題なのは、年間500ミリレム以下しか被曝しないと予想される労働者には、作業中ポケット線量計やフィルムバッヂを持たなくていいことになり、被曝に関する健診は一切せず、そもそも被曝労働者とみなさないというのである。原発労働者の七八%が年間500ミリレム以下の被曝労働者と言われるが、規制緩和が行われれば、これらの労働者の被曝は統計上ゼロになるのである。現在、政府統計でも総被曝線量は一〇万人・レムを突破しているが、これは労働者被曝がすでに深刻な問題になつていていることを示しているし、将来的にますます深刻化することを示している。また、原発の建設費がうなぎのぼりに高くなるなかで、安全性を切り捨ててコスト・ダウンを図ろうという意図があるだろうが、そうすれば被曝はさらに増すことになる。つまり政府は、これらの問題を隠蔽するためにも、放射線の規制緩和を必要としているのである。放射線規制緩和を絶対に許してはならない。

また最近、下北半島の核燃料サイクル基地化構想が、大きく浮上している。基地化構想とは、ウラン濃縮、使用済み核燃料再処理、低レベル放射性廃棄物貯蔵の核燃料三施設の建設であるが、そのうち濃縮工場と放射性廃棄物貯蔵施設の二施設を建設するため、新会

社を設立するという策動が、現在明らかになっている。これは、核燃料サイクルへの第一歩ということなのだろうが、前述したよう

いると言えないだろうか。

(4)

核燃料サイクルは現在、まだまったく未確立な技術なのだ。それでは何故、それをやろうというのだろうか。現在、再処理は、英、仏に依存しているが、英、仏でも再処理はうまくいっていない。また、地元での反対運動のため、英、仏に依存することはますます困難になつてている。そのため、日本でやらざるをえなくなり、再処理工場の建設を言うのである。また、低レベルの放射性廃棄物をつめたドラムカンは、野ざらしの状態で原発敷地内に山積みにされているが、もうそれが限界になり、そのための放射性廃棄物施設の建設なのである。つまり、この二施設の建設は、原発が成功している結果ではなく、失敗している結果なのだ。さらに、国内での原発建設が停滞しているなかで、海外へ市場を求める動きがあるが、原発を売り込むためには、濃縮ウランもセットにしなければならない。つまり独占資本が海外へ侵出するためには、自前の濃縮工場を持たなければならない。ところが、濃縮工場建設の意味なのである。

その他に最近問題になつてているのが、核燃料輸送である。八月下旬には、ベルギー沖で核物質積載船が沈没事故をおこし、その安全性が問題になった。それにもかかわらず、現在、プルトニウムの日本への海上輸送が強行され、それも、米軍の警護つきである。これは原発の「安全性」と軍事的性質を象徴している。

しかししながら、「今では、原子力エネルギーのものに『反対』する立場はナンセンスであり」として、労働者大衆の反原発の要求を否定し、原発を美化するのは断じて誤りである。反原発の自然発生的な運動に階級意識をもちこむことが必要なのだ。

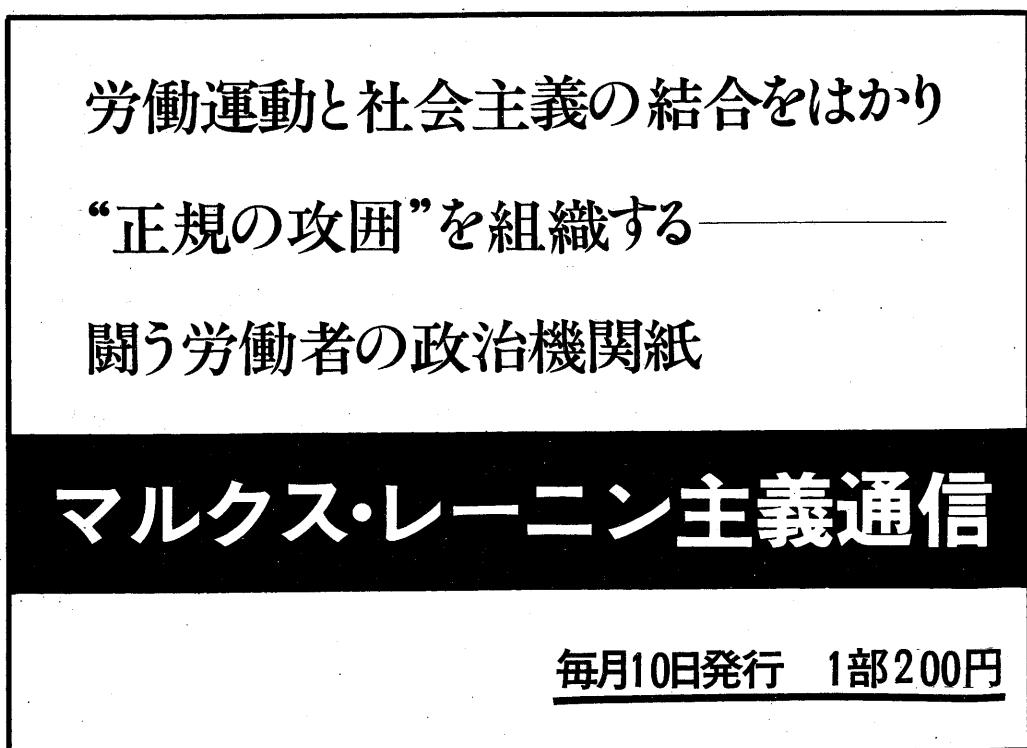
労働運動と社会主義の結合をはかり

“正規の攻囲”を組織する――

闘う労働者の政治機関紙

マルクス・レーニン主義通信

毎月10日発行 1部200円



下北の核燃料基地化や核燃料輸送に反対する運動が、現在、展開されている。我々もまた、核燃料基地化や核燃料輸送には反対である。しかし、反原発の運動をする人々は総じて、エコロジスト的な観点から原発を批判しているが、原発の問題もまた資本主義の問題である。つまり、科学技術そのものが問題なのではなく、科学技術がブルジョアジーによって独占され、搾取と抑圧の武器になつてゐることなのである。巨大科学技術や原発が環境破壊をもたらすのは、その結果でしかない。それ故、労働者階級が権力を奪取することを通して生産が利潤を目的としなくなつたとき、科学技術の進歩は今の数倍の速さになるであろうし、原子力の研究もまた進むにちがいない。

ラ・パルマ会談とエルサルバドル 革命戦争の偉大な前進

半分しか生命を持たぬわれわれの、無敵の団結。

一九三二年、半ば死せる者として生まれた半分しか生命をもたぬ。

エルサルバドルの大衆全員の団結。

ロケ・ダルトン「団結」より
一〇月一五日、首都の北方八〇キロに位置するラパルマ市で、ファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）・民主革命戦線（FDR）とドアルテ政権との直接交渉が行われ、交渉の継続とそのための合同委員会の設置が確認された。

これは、一九三二年一月二二日の南北両アメリカを通じて、また西半球で初めてファラブンド・マルティをはじめとする共産主義者に率られた蜂起以来半世紀余りにわたって、十七の軍事政権と闘い続けたエルサルバドル人民がその正史の中に打ちたてた輝かしい戦勝記念塔に他ならない。ただエルサルバドル人民の「無敵の団結」だけが、この平和交渉を現実のものとすることができたのである。

そして革命戦争の偉大な前進だけが、アメリカ帝国主義―「十四家族」に対して、「抵抗し、発展し、前進する」（FMLNのスローガン）人民を歴史の一方の当事者として認知せしめたのである。

翌一六日のFMLN統合司令部声明は、この「重要な政治的成果」を確認するとともに「この対話の実現をもって、あたかも民主主義が回復し、搾取や不公正、抑圧がなくなったかのようなデマ宣伝」を行っているドアルテ・キリスト教民主党政権とレーガン米政権が「平和イメージを広げながら無差別爆撃や弾圧の国民への戦争を強化しようとしている」ことを暴き、「ラパルマ会談は、米国の干渉で長びく戦争の中での複雑で困難な過程の始まりである」とことを指摘し「米政権の帝国主義的干渉」の排除こそがエルサルバドルの平和の達成の「基礎条件」であることを明らかにし、「これが達成されるまでわれわれは武器をとつたたかい続けるだろう」と宣言している。そして一七日の地下放送「ベンセレーモス」は、武装闘争の一層の強化を呼びかけている。

エルサルバドルにおける「家父長的存在」としてのグリンゴ（アメリカ）帝国主義と寡頭制支配の頂点に立つ「十四家族」、そしてその当面の代理人であるドアルテ・キリスト教民主党政権にとって、ラパルマ会談は、声

明が喝破した如く時間がせぎとしての意味しか有していない。

六〇年代にあっては、中米共同市場の成立と中米防衛協議会の設置を与件として、中米における「発展のシヨーケース」として、七〇年代には「いまひとつの台湾」としてのエルサルバドルに巨大な資本投下を行ってきた。米国にとって、革命戦争の勝利的前進は、單に「戦略上の裏庭」の問題にとどまらない焦眉の、そして今や決定的とも言いうる問題に発展しつつある。そうであるが故に、レーガンはラパルマ会談を承認せざるをえなかつたのである。この時間かせぎが、三週間後にひかえて大統領選への平和的ボーズだけではないことは、一方における対ニカラグア「秘密」戦争の遂行とコンタドーラグループによる中米和平提案の調印拒否というなりふりかまわぬ暴挙のなかにはつきりと示されている。

本年初頭に発表されたFMLN司令部文書は、米帝の戦略計画を①兵站線の分断②FMLNの社会的基盤の解体、破壊、支配――以上二つは、ベトナムでの「戦略村」に似た「軍民」計画（コナラ計画）として表現されている――③FMLNを消耗戦に落し入れるものとして分析し、最近の特徴を①FMLNの軍事攻勢をせきとめ、重要拠点を守る②主導権回復のために政府軍を急速に増強するという二点の要約している。

米帝にとってのラパルマ会談は、まさに以上的目的のための時間かせぎでしかなかった。そこに見え隠れするものは、一九八一年一月二〇日の大統領就任以後、中米を死活的地域としてきたレーガンの一大侵略反革命戦争の野望である。

だが、ラパルマ会談は、FMLN=FDRをして唯一の正当な人民の権力の所在を歴史に刻印し、そのことをもって、都市および重要地域の住民の偉大な解放闘争への結集の途を大胆に切り拓いた。半世紀余にわたって培われたエルサルバドル人民の「無敵の団結」はより広く、さらに深く拡大しつつある。どのような策謀にもかかわらず、米帝にとって最も不幸な意味で「第二のベトナム」は避けることができないのである。

甦る死者たち ——勝利めざすFMLN——

エルサルバドルは「コーヒーハウス王様」

と言われるよう典型的なコーヒーモノカルチャーモード（国民総生産の二五%、労働人口の五〇%）を基本的なものとして発展してきた。この国の土地の六〇%は全人口のわずか二%を占めるに過ぎない「十四家族」によって支配され、収獲のほとんど全部は彼らによって独占されている。主に十九世紀末の建國期を通じて農園労働者の共同自耕自給農地とインディオの土地の強権的收奪によつてもたらされたこの巨大な農園の他は、火山の多いこの国のやせ地に集中されている一〇ヘクタール以下のミニファンディオ（零細農地）であり、その内訳を見ると、典型的な農村の六人家族がかつがつ自活してゆくのに必要な七ヘクタール以上を所有するものはごくわずかであつて、實に農業人口の九六・三%が五ヘクタール以下の土地しか所有せず、かつ約四〇万人の農業労働者はまったく土地を持っていない。このために、農村の人々のほとんどが一年の三分の一しか働くことができず、農村での失業・不完全雇用率は常に四五%に達している。

この恐るべき土地支配はまた、六〇年代の「発展のシヨーケース」＝ケネディラウンドの時代から「第二の台湾」（七〇一七五年に投下された米国を中心とする海外資本は、三七九〇万ドル・五七%増に膨れあがった）の時代を通じて、土地を持たない農家が十一・八%（六一年）から四一%（七五年）に増大したことの結果である。

この時代を通して成長した工業部門（国民総生産の約十八%）もまた「十四家族」と多国籍企業の支配下におかれ、實に国民総所得の五〇%を八%の住民が握っている一方で、全人口の五八%の人々の平均月収が十ドル以下であり、五歳以下の子どものうちの七〇%が栄養失調に苦しみ、一人当たりのカロリー消費量は西半球で最低という戦慄的な寡頭支配の現実をもたらしているのである。

エルサルバドル人民の鬪いは、冒頭のロケダルトンの詩にも現わされたように、一九三二年の蜂起とその敗北の結果としてのマサンタ（虐殺）――当時の人口の二%にあたる三万人が惨殺され、ファラブンド・マルチもまたおれた）以降、俗に「マルティネス王朝」と呼ばれる「いんうつで邪悪な十二年間」をはじめとして、今日のドアルテ政権に至るまでの半世紀余を、十七の軍事政権のもとでの吹き荒れるテロ――露骨な暴力的支配下で前進し続けたのである。そしてなお、今この

経済政策研最終報告の無残な結末

中曾根の私的研究会である「経済政策研究会」(座長・牧野昇三委員長)は十月三〇日、「これから経済政策と民間活力の培養」と題した最終報告をまとめた。これは、総裁選へ向けて宮沢喜一の「資産倍増論」、前経企庁長官河本の「積極財政論」に対する牽制と調停の意図のもとに、「公共的事業への民間活力導入関係閣僚協議会」設置方針(八・一五)、行革審への「規制緩和」の重点的検討指示(八・三一)などを経て、九月四日に初会合をもつた同研究会が、「座長メモ素案」の形で示した中間報告(十月一〇日)に修正を加えて、わずか二カ月足らずのうちにつくりあげた作文である。

この作文は、総裁選向けのアドバルーン、文字通り中身のない風船としての性格のゆえに商業各紙においてすら「ノーリアル」という理由で、自らの意思に沿うようなレポートを求めるのは勝手である。(日経紙社説)であるとか「まともな経済政策論とは受け止めかねる内容だ」(朝日)などと酷評される結果を招いたのである。

「理論的根拠が示されていない」「『お題目』が並べられているだけで、現実性のある政策的アプローチが欠落している」(同前)最終報告はしかし、帝国主義ブルジョアジーとその政治的代表者たちの飽くなき欲望と、その欲望自身を生み出さずにはおかしい冷感なる現実を示しているのである。

報告は第一章「経済の現状と問題点」第二章「民間活力の発揮と導入の検討」第三章「中期的な経済政策の設定」第四章「まとめ」という構成をとっている。

第一章では「インフレなき安定成長路線」を掲げ、米国経済のかけり成長率減速の予測のもとに内需拡大・民間活力の培養という図式を描き「民活培養は日本経済の最重要課題」と結論づけている。ここにあるものは何か。それは財政赤字・緊縮財政のもとでの独占資本の悲鳴である。

そしてその悲鳴は第二章での、国家をも利用した独占資本による強権的国内再編のため

△2頁からづく

彼らの階級的性格は「反帝大衆闘争」という表現に示されている。一言で言うならば、プロレタリアートの戦闘力だけでなく、他の人民の戦闘力をも組織するということである。確かに、今日の「全国民的危機」の様相の中で「反帝大衆闘争」的運動が形成されているが、それは共産主義的政治を遂行する革命党の未熟さの反映でもあり、その「激化」を目的としてスローガンを考え、闘争形態を提示

の「お題目」の列挙に続いている。いわく「いかに満たされるかが課題である」(何といふあけすけな表現だろうか!)「法律・制度等の整備、インセンティブ(誘導要因)の付与、国公有地の活用、デレギュレーション(規制緩和)――これには土地所有権すら含まれている)」、そしてきわめつけは「列島改造論」の再現としての一兆円を超える「ビッグプロジェクト」(関西国際空港をはじめ五つ挙げられている)であり、したがって開発債、引受債、そして建設国債という国家への更なる寄生の表明である。もつとも、このあたりは「九〇年までに赤字国債の新規発行をゼロ」にという諮問機関のスボンサーの夢に気を使って中間報告と比べるとかなり調子を落してはいる。

同様のことは続く第三章での設備投資促進策のところでも修正されているが、前章での心おどる「お題目」を唱えた舌の根も乾かぬうちに「心の豊かさ」を求める国民意識の変化を持ち出し、「モノより心」などと言つて新しい政策指標「NNS(ネット・ナショナル・サテイスフ・アクション)指標」の「目標」が、企業倒産件数、犯罪発生率、寿命、余暇時間、税負担等を基礎として算出される「実質国民満足度」すなわち反乱指数ともいいうべきものであり、危機管理体制づくりを第一に掲げる行革審の企図を体現するものであることを正確に見ておかねばならない。

理の必然として第四章が手前勝手な結論の反復と懸案項目の羅列に終始して「まとめ」たりえなかつたことは言うまでもないが、私は一刻も早く、危機にのたうち、国家への寄生をつのらせ、腐朽を深めていく帝国主義ブルジョアジーに全面的な破産を宣告しなければならない。

ロシア十月革命六七周年にあたって、レーニンをもう一度学ぶことは、必要なことである。

レーニンは、「労働者階級が政治闘争に、それがどこか政治革命にさえ参加しても、それだけではまだ労働者階級の政治は決して社

の「お題目」の列挙に続いている。いわく「いかに満たされるかが課題である」(何といふあけすけな表現だろうか!)「法律・制度等の整備、インセンティブ(誘導要因)の付与、国公有地の活用、デレギュレーション(規制緩和)――これには土地所有権すら含まれている)」、そしてきわめつけは「列島改造論」の再現としての一兆円を超える「ビッグプロジェクト」(関西国際空港をはじめ五つ挙げられている)であり、したがって開発債、引受債、そして建設国債という国家への更なる寄生の表明である。もつとも、このあたりは「九〇年までに赤字国債の新規発行をゼロ」にという諮問機関のスボンサーの夢に気を使って中間報告と比べるとかなり調子を落してはいる。

同様のことは続く第三章での設備投資促進策のところでも修正されているが、前章での心おどる「お題目」を唱えた舌の根も乾かぬうちに「心の豊かさ」を求める国民意識の変化を持ち出し、「モノより心」などと言つて新しい政策指標「NNS(ネット・ナショナル・サテイスフ・アクション)指標」の「目標」が、企業倒産件数、犯罪発生率、寿命、余暇時間、税負担等を基礎として算出される「実質国民満足度」すなわち反乱指数ともいいうべきものであり、危機管理体制づくりを第一に掲げる行革審の企図を体現するものである。

ロシア十月革命六七周年にあたって、レーニンをもう一度学ぶことは、必要なことである。

レーニンは、「労働者階級が政治闘争に、それがどこか政治革命にさえ参加しても、それだけではまだ労働者階級の政治は決して社

の「お題目」の列挙に続いている。いわく「いかに満たされるかが課題である」(何といふあけすけな表現だろうか!)「法律・制度等の整備、インセンティブ(誘導要因)の付与、国公有地の活用、デレギュレーション(規制緩和)――これには土地所有権すら含まれている)」、そしてきわめつけは「列島改造論」の再現としての一兆円を超える「ビッグプロジェクト」(関西国際空港をはじめ五つ挙げられている)であり、したがって開発債、引受債、そして建設国債という国家への更なる寄生の表明である。もつとも、このあたりは「九〇年までに赤字国債の新規発行をゼロ」にという諮問機関のスボンサーの夢に気を使って中間報告と比べるとかなり調子を落してはいる。

同様のことは続く第三章での設備投資促進策のところでも修正されているが、前章での心おどる「お題目」を唱えた舌の根も乾かぬうちに「心の豊かさ」を求める国民意識の変化を持ち出し、「モノより心」などと言つて新しい政策指標「NNS(ネット・ナショナル・サテイスフ・アクション)指標」の「目標」が、企業倒産件数、犯罪発生率、寿命、余暇時間、税負担等を基礎として算出される「実質国民満足度」すなわち反乱指数ともいいうべきものであり、危機管理体制づくりを第一に掲げる行革審の企図を体現するものである。

ロシア十月革命六七周年にあたって、レーニンをもう一度学ぶことは、必要なことである。

レーニンは、「労働者階級が政治闘争に、それがどこか政治革命にさえ参加しても、それだけではまだ労働者階級の政治は決して社